

## 〈特別報告〉

# 狭山弁護団よりの訴え

桜井 健雄

(狭山弁護団)

ただ今ご紹介いただきました桜井です。本来ならば弁護団事務局の山上益朗先生か松本健男先生が訴えに来なければならないところなのですが、あいにく所用のため参加できず、私がまいりました。

さて、狭山裁判弁護団の現状について御報告いたしますと、さる3日に弁護団総会を開き、その後、二度にわたって合宿総会をもち、この8月末までに上告趣意書の骨子を完成し、11月の段階には、文章化したものを完成する方向で準備を進めております。

現在、弁護団は4班に分かれて活動をしています。一つは捜査過程をめぐる問題を解明する班、一つは死体に関する問題を扱う班、一つは脅迫状をめぐる問題を解明する班、もう一つは三大物証の問題を扱う班の以上4班で活動を展開し、上告趣意書作成にむけて作業を進めています。

このような上告趣意書作成にむけたとりくみとあわせて、現在、石川さんの保釈申請を行っております。石川さんの身体の状況は、永い牢獄生活のため、おもわしくなく、それに対し、弁護士会への照会や、特に10年以上にもわたる不当な長期の拘禁の結果、健康を害している点を重視し、石川さんの無罪をより明らかにするためにも、保釈を勝ちとることが重要であると考え、最高裁にこの保釈請求を認めさせる闘いに全力をそそいでおります。この18日には、弁護団長ならびに主任が最高裁におもむき、この保釈申請の内容を説明することになっております。

以上が狭山弁護団の現状なのですが、研究者のみなさんに是非とも御協力いただきたい点について次にうたえたいと思います。

ご存知のように、狭山裁判は、上告審の段階に

入っております。上告審の段階ということになりますと、まず事実調べを行なうかが問題となります。上告審では通例、第一審、第二審で出た証拠で、その解釈上の問題、法令適用上の問題、憲法違反の問題等々という形で議論を行ない、その意味では、最高裁判所に事実審理をさせるということが、まず第1に突破しなければならない関門であるわけです。ですから、弁護団としては、今までの手持ちの証拠を再検討し、それにもとづいて寺尾判決の論理を粉砕していくべく鋭意努力をしているわけです。

その点で、是非とも研究者の皆さんに協力していただきたい点が沢山あるわけです。

例えば、私が担当しております筆跡班の問題では、寺尾判決では「リボン」という雑誌から漢字をえらび、その漢字を使って石川さんが脅迫状を書いたのだというように事実を認定しているわけです。そして、その「リボン」に出ていない「刑札」の刑と「西武園」の園については、テレビを見ておぼえたとか、以前から知っていたにちがいないという、全く無茶な理屈で石川さんが書いたに相違ないと決めつけているわけです。私は「リボン」という雑誌を調べてみたのですが、この雑誌は全体で300頁もあり、今の雑誌類とはちがってマンガが少なく非常に文章が多いわけです。これを全部よんで、そこから漢字をえらび出して脅迫状を書くということは、およそ困難なことであり、特に字を読めない人にとっては実現不可能なことであるということは確信をもてたわけです。又、私の法律事務所の人にこの「リボン」から字を選び出す作業をやらしてもらったのですが、字がすらすら読める人でさえ、最低3～4時間もかかるわけです。しかも、この作業はなかなか集中し

て続けることが困難で、途中でいやになり、どうしても休憩をとることが必要なのです。このようなことを、実証的に明らかにし、寺尾判決を具体的に明らかにしていかなければならないわけですが、この点について研究者、特に教育学者のみなさんの協力をお願いしたいのです。石川さんは、部落差別のゆえに低学力であったわけですが、そのような低学力の実態にあるものが300頁にも及ぶ雑誌の中から、脅迫状を書くために字をぬき出すことができるのかを特に学力の面から、実証的に明らかにしていくことが必要なのです。

それから又、脅迫状の文字は横書きで、しかも続け字が多くあるわけです。ところが寺尾判決の論理は、ゴシック体の活字をそのまま写して脅迫状を書いたということになっているわけです。この点からも寺尾判決の論理は矛盾しています。脅迫状の筆跡は、非常につづけ字が多く、又、くずした字も加わっており、全く字を知らないものが活字をまねて書いたとはとても考えられません。このような点を、たとえば小学校での文字指導の経験などにもとづいて明らかにしていってほしいわけです。

又、この点については学習院大の大野晋教授より指摘されたことなのですが、脅迫状には「前の門」という表現が出ているわけです。

大野教授によれば、「前の門」というような表現は、家の中にいる者からしか出てこないものであり、その家に住む者が慣用語として「前の門」と使うのであり、決して他人が人の家において「前の門」などとは使わない、ということを言われています。このようにいわれればなるほど納得できるわけです。

このような脅迫状全体の文面（文章表現能力など）から、この脅迫状の性質なども分析していく必要があるわけです。この点で専門的な研究者の援助を是非ともおねがいしたいわけです。

その他、死体に関する点やスコープの問題等々についても、研究者の御協力を必要としています。

更には、脅迫状の訂正に関する問題の解明もあります。第一審ではこの訂正はボールペンということになっていたのですが、第2審では万年筆ということに認定されたのです。そうすると、現在裁判所で保管されている万年筆、即ち、石川さん宅のカモイから作為的に作られたこの万年筆のインクと脅迫状を訂正したインクとは同質でなければなりません。この点については、これまでの公判の中では十分に明らかにされていないのです。この点についての研究者の援助も極めて大事になってきております。

以上、ほんの数例についてのべましたが、われわれが科学的なデータにもとづく具体的な寺尾判決批判というものをもっともっと行なわない限り、とうてい最高裁判所の厚い門は破れないという認識を弁護団はもっています。

最高裁への闘いは、まず事実審理を認めさせることが第一の難関ですが、これは楽観を許さないものであり、われわれは、科学的なデータにもとづく寺尾判決批判の上告趣意書を作成し、最高裁へ突きつけ、石川さんの無罪を客観的に明らかにする突破口にしたいと考えていますので、この点についての研究者のみなさんの御協力をよろしくおねがいし、狭山弁護団からの訴えといたします。